



平成 31 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 九 州 電 力 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘  
(コード : 9508 東証第一部、福証)  
問合せ先 コーポレート戦略部門 高野浩司  
T E L . (092) 761-3031

## 玄海原子力発電所 2 号機の廃止を決定しました

当社は本日、取締役会において玄海原子力発電所 2 号機（以下、玄海 2 号機）の廃止を決定しましたので、お知らせいたします。

玄海 2 号機については、2021 年 3 月に運転期間満了を迎ますが、運転期間を延長するためには、運転期間延長認可制度に基づき、2020 年 3 月 31 日までに申請を行う必要があり、当社は、既存設備の有効活用の観点から、運転延長申請の可能性について検討してまいりました。

玄海 2 号機は、新規制基準に適合させるための特定重大事故等対処施設の設置等にあたって十分なスペースの確保が困難という固有の技術的制約があり、出力規模や再稼働した場合の残存運転期間などを総合的に勘案し、運転延長申請を断念することといたしました。

今後、玄海 2 号機の廃止に係る各種手続きを進めるとともに、1 号機と併せて着実に廃止措置を進めてまいります。廃止措置の実施にあたりましても、これまでどおり、地域の皆さまとのコミュニケーションを密にしながら、安全を最優先に取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

今回の決定により、当社が運転する原子力発電所は、玄海原子力発電所 3, 4 号機及び川内原子力発電所 1, 2 号機の 4 基となります。原子力発電については、わが国のエネルギー基本計画においても「重要なベースロード電源」として位置づけられ、エネルギーセキュリティ面や地球温暖化対策面などで総合的に優れた電源であることから、安全・安心の確保を大前提として、引き続き 4 基の安定運転に努めてまいりたいと考えております。

なお、玄海 2 号機の廃止にあたっては、廃炉会計制度が整備されており、廃止時の残存簿価等や解体引当金未引当額を廃止後に分割して費用計上することが可能であるため、廃止に伴う業績への影響は軽微です。

(参考) 玄海原子力発電所 2号機の概要

(1) 設置場所	佐賀県東松浦郡玄海町
(2) 炉型	加圧水型軽水炉
(3) 出力	55.9万kW
(4) 主要経緯	
原子炉設置許可申請	1974年 8月27日
原子炉設置許可	1976年 1月23日
建設着工	1976年 6月12日
営業運転開始	1981年 3月30日
(5) 総発電電力量	1,196.7億kWh※
(6) 設備利用率	81.4%※
	※2010年度末までの累計

以上